

## 個人情報閲覧に関する同意書

年 月 日

三次市スポーツ・文化芸術報奨金の交付要件審査において、交付要綱第3条に規定する「交付対象者は、市内に住所を有する者」について、所管課の担当職員が市の住民基本台帳によって確認することに同意します。

申請者住所：\_\_\_\_\_

申請者氏名：\_\_\_\_\_ (印)

この同意書により照会する個人情報は、上記の目的のためにのみ利用し、その他の目的に使用することはありません。